

第四十八回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第十六号

昭和四十年三月十二日(金曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 伊能繁次郎君

理事 永山 忠則君

理事 田口 誠治君

理事 山内 広君

理事 井原 岸高君

理事 加藤 高蔵君

理事 塚田 徹君

理事 野呂 恭一君

理事 保科善四郎君

理事 稻村 隆一君

理事 角屋堅次郎君

理事 受田 新吉君

出席國務大臣

外務大臣 椎名悦三郎君

文部大臣 愛知 揆一君

國務大臣 増原 恵吉君

出席政府委員

總理府事務官 小熊 清君

(北海道開発庁 総務監理官)

外務政務次官 永田 亮一君

外務事務官 高野 藤吉君

(大臣官房長)

外務事務官 安川 壯君

(アメリカ局長)

外務事務官 力石健次郎君

(歐軍局中近東 アフリカ部長)

外務事務官 西山 昭君

(経済協力局長)

外務事務官 山下 重明君

(移住局長心得)

文部事務官 西田 剛君

(大臣官房長)

理事 辻 寛一君

理事 八田 貞義君

理事 村山 喜一君

理事 岩動 道行君

理事 高瀬 傳君

理事 網島 正興君

理事 藤尾 正行君

理事 西久保重光君

理事 大出 俊君

理事 伊藤卯四郎君

文部事務官 蒲生 芳郎君

(社会教育局長)

文部事務官 齋藤 正君

(管理局長)

文部事務官 宮地 茂君

(文化財保護委員 員会事務局長)

委員外の出席者

外務事務官 安藤 龍一君

(アメリカ局外 務参事官)

専 門 員 加藤 重喜君

本日の会議に付した案件

北海道開発法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

○河本委員長 これより会議を開きます。北海道開発法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。おはかりいたします。本案についての質疑は終了したものと認めるに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○河本委員長 次に、本案を討論に付するものであります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決するに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

北海道開発法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 文部省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。質疑の申し出がありますので、これを許します。村山喜一君。

○村山(喜)委員 大臣も時間が四十分ほどしかないですので、私、きょうは設置法によります政策的な問題について、大臣の見解を中心に伺いをいたしておきたいと思っております。

今回提案をされました設置法の改正案の大きな問題点といたしまして、第一に、国立社会教育研修所の設置の問題が出されているのでございまして、これは現在社会教育法の第二条によりまして、社会教育の定義がなされておりますが、今日の社会教育の実情はどういう状態になってきているか、また文部省あるいは都道府県が行なっている社会教育というものが、国民大衆から浮かび上がった存在になっているのではなからうか、こういうような懸念が随所に最近見られるわけござい

ますが、これもやはりその状態を調べてまいりまして、社会教育の指導者に人を得ていないところにも原因があるようでありまして。そこで今日、社会教育主事及び主事補の市町村の配置状況というものは、どういうふうになっているのか、この際伺いをしておきたいのでございまして。御承知のように、法律の改正が行なわれまして、三十八年の三月末まで、人口一万人以上の市町村の場合には必ず置かなければならないというふうに法律の規定がございまして、この猶予期間が三十八年の三月末で切れたのでありますが、その設置率を調べてみますと、市町村で社会教育主事を置いていないものが、ちょっと古い資料になるかと思いますが、三十八年の九月現在においては、町村の設置率は五六・四％、義務的に設置を要求されておりますところが、七九％しか設置されていない。しかも、その中の有資格者は一体どういうふうになっているのか、こういう問題を調べてまいりますと、こちらあたりで社会教育主事に対しまして政策的な問題も考えなければならぬ段階に来ているのではないかと、たとえば教職員の中から充て社会教育主事等を考えていくというふうな方向をあわせて考えていかなければならぬのではないかと考へるのでございまして、今回算書の中で、生徒学生の校外指導のための充て指導主事増員分として、それを含めて充て指導主事三百二十人の増員ということが示されておられるわけでありまして、その生徒学生の校外指導に当たる充て指導主事は一体何名三百二十名の中で考えられておられるのか、この点についての御説明をお願いするのであります。

なお、これらの問題に関連いたしました大臣からお答えをいただきたいのは、この社会教育というものについて、機能的な教育に重点を置いていくという考え方をもちたいのか、それとも有意的な教育に限定をして考えていかれるものなのか、

社会教育の定義というものを見た場合に、控除的な定義を現在のわが国の社会教育法は定義づけて

いるのでございますが、積極的にこの問題を行なうていくためにはどういう意図をお考えにな

っているのか。特に今回国立社会教育研修所を設置することになったことになってまいりますと、これらの

問題についての基本的な解釈がはっきり大臣の方針として示されてこなければならぬかと思つて

ありまして、たとえば、具体的な問題として例示いたしますならば、婦人学級が四十時間で五百

五十円の謝礼単価で年間二万二千元、庁費二万円、計四万二千元で計上されておりますが、そこ

で、御婦人たちが自主的に団体を育成して、その成果を経験として踏まえながらやろうという意欲

を燃やしまして、次の年にはこういうことをやりたいという方向を出しまして、社会教育担当の

主事なりあるいは地方の教育委員会は、一年ごと

に地域の指定がえを行政当局がやるという結果が生まれてい

るのであります。こういうような考え方のなかから、行政の対象として社会教育は意図的

に行なわれているわけでございまして、一体今回国立社会教育研修所を設置する目的といたしまして、社会教育というものを機能的な教育に重点を

置く方向で考えるのか、それとも有意的な教育に限定をして考えるのか、こういう立場からの見解を、本質論でございまして、お聞かせを願いた

は当然の中に入っているもの、かように理解してまいりたいと思つてございまして。

それから国立社会教育研修所を設置するということの必要性を認めたのは、この法案の提案の理

由の説明にも申し上げましたように、またたたいま御指摘もございましたように、近來社会がいろ

いろの意味で進展を遂げてまいっている、そういう情勢に対処し、また現状についてもいろいろの御

批判がございましたけれども、われわれといたしましては、社会教育をできるだけ振興していくた

めには、たとえば公民館にしても、図書館にしても、あるいは博物館、青年の家、児童館といった

ような社会教育施設の整備それ自体が非常に大事でありまして、やはり問題は、この運営の

中心になるべき社会教育主事あるいは公民館の主事あるいは民間の社会的教育の指導に当たつても

らうような人たちの量的並びに質的な充実はかかることがきわめて重要である、かように考えてお

るわけでございまして、従来いろいろと文部省としても各種の研修事業を実施してまいりましたけれども、い

ずれもまだまだ関係各方面の要望の一部を満たしておるにすぎない状況で、十分にその効

果をあげておりません。そこで社会教育に関する研修事業というものを拡充してまいりますためには、これに専念する

の機関を設置して、そして専門的、計画的に研修を行なう必要がある、こういうふう

に考えてございまして、この研修所を特に国立として新設をしていただきたいという

ことを御提案申し上げた次第でございまして。

○村山(吉)委員 社会教育の主事の設置率の問題等は、事務的に後ほど伺いをいたしますので、大臣にいまの点をもう少し突き詰めて申し上げたいと思

います。

と申し上げますのは、機能的な教育に重点を置いて考えた場合には、大臣も御承知のように、広く相互教育、

そうして機会教育の重視、こういう形をとらなければならぬ。御承知のように、社会教育法の定義には

学校教育を除くその他の教育ということになっておりますから、これは控除的な

定義であります。しかしながら、行政の対象として社会教育そのものを見ていくならば、

予算項目の中に明らかにありますように、意図的に教育体制をつくる組織的な教育という

ことになるわけでありまして、そこに現実とのズレの問題があるという具体例を私はお話しを申し上げたわけであり

ます。というのは、婦人学級をおつくりになる。その間に自主的な団体として婦人学級が育つてきた。今度はその団体をさらに構成員の要望に従って

大きくしよう、またもつと別なものを学習したいという意欲があるわけ

です。ところが、行政当局は、機会均等とか、あるいは地域的に偏在をしておやめなさい、今度

は新しい地域に同じようなものをつくってやります、こういう形になる。その結果、片一方のほうはやり

たいという意欲をお互いが持っているにもかかわらず、それができないというところから不満が生まれる。今度新しく生

まれるところにおいては、また新しく指導を直さなければならぬということによつて、社会教育

自体の深みがなくなってくる。そして社会教育は当局が押しつけてくるものではないかという印象

を、そういう地域におけるところの活動家の人たちが持っている。ここに私は、現在の社会教育の

行き詰まりというものがあつたのではないかと、そういうふうな意味で申し上げたのでありまして、

もう少しやはりこの問題を、控除説という立場に立っている以上は、相互教育、機会教育の重視と

いう立場からお考えを願いたいのでございまして。その点は要望を申し上げておきます。

次に、社会教育法の第九條の五にまいりますと、これは三十四年の改正の前におきましては、大臣

も御承知のように、教育に関する学科または学部を有する大学が、文部大臣の委嘱を受けまして

養成教育を行なうことができたのであります。ところがこれに對しまして、改正案が出てまいりまし

た当時においては、講習実施の機関といたしまして、文部大臣及び文部大臣の委嘱を受けた都道府

県の教育委員会というものが原案に出されてまいりました。しかし、これは国会において修正をされたのであります。そしてこの部分に関する限

それから第二十條の三にいわゆる社会教育に関する専門的、技術的な研修というのはどういうことであるかというお尋ねでございますけれども、この点につきましては、従来、本省において直接実施しておりました短期間の研修も御承知のようでございますが、これは社会教育に関する専門的、技術的な指導、助言の一環として行なうものでございまして、今回新たに研修所を設置して、これらの研修をさらに充実拡充したいというところに意味を持たせてあるのでございますから、研修所の目的といたしましては、社会教育に関する専門的、技術的な研修を行なうという事を明らかに性格づけることが適當であると考えましたので、第二十條の三にこういうふうな規定をいたしたわけでございます。

○村山(喜)委員 第八條によるところの付屬機關であるということも明らかになってまいりますが、私がなぜこれを申し上げますかといふことは、「社会教育法の改正の趣旨について」というので福田中局長—当時の管理局長ですか、その解説書を見たのであります。それによりまして、その他の教育機関とは一体何ぞやといふことで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によつて示されているように、教育機関といふのは、各種の研究所有るいは図書館、こういうふうな広義のものを含むものである。ただし、はたしてそれはそういうふうなものから適當なものとして言えるかどうかは別に判定をしなければならぬといふ……、という説明がしてあるのであります。

そこで私は、過去において社会教育法の改正が行なわれましたときに、国会において修正をいたしましたその趣旨から考えまして、大学その他の教育機関というその他の教育機関は、大学に匹敵する職員、組織を持ち、施設及び設備の状況を備えたものでなければならぬ、こういう立場から考えますならば、今回国立社会教育研修所として設置をされるものは、法律の第九條の六に示される研修というののございますが、勤務能率の発揮及び増進のための現職教育、これが任務でなければならぬ。

ればならない。だから、言うなれば法律の第九條の五に示されるそういうものとは違ふのだという点を明確にしておかなければならないのではなからうかと思つたのでございまして、その点については再度確認を申したいのでございまして、これはやはり研修を行なう機関、そして現職教育を中心にする機関であつて、認定講習その他の実施機関ではないのだ、性格的にはそういうふうに位置づけをおかなければならぬかと思つたが、そのように解釈して差しつかえございませんか。

○愛知国務大臣 その点につきましては、ただいまちょっと説明が足りなかつたと思つたが、社会教育法の第九條の五に於いて申し上げますと、社会教育を受けた大学その他の教育機関が行なう」とされていることは、ただいま御指摘のとおりでございます。そこで法律の解釈といたしましては、国立の社会教育研修所も、教育機関であり、この「その他の教育機関」に入るといふ解釈をすべきであると思つたので、文部大臣の委嘱を受けた場合には、社会教育主事の講習も実施できるものと法律的には考えたい、かように考へております。ただ、しかしながら実際の運営上、これから新たに発足する研修所でございますから、実際の運営としてたゞいままでいくことは考へておりません。いわゆる認定講習といふようなものは、国立社会教育研修所ですらあつたり直ちに実施をするといふようなことは考へておらないわけでありませぬ。

○村山(喜)委員 どうもそこら辺の解釈をはつきりしてやらなければ、われわれはにわかには賛成をするわけにはまいらぬのであります。なぜかならば、今回設けられる国立社会教育研修所の職員の定数等を見ても、あるいはまたその講師になるべき人たちはどういふ人々を委嘱するののかといふことを聞いてみましても、教育機関としてこれが大学に準ずるものとしてはわれわれは見ることはできないのであります。やはりこれは現職者の教育を必要とする、資質を向上させるのだといふ設置目的の立場から考へてまいりましても、やはりそれに限定をして考へていくのが當然ではなからうか。そういうような認定講習まで行なうような教育機関なんだといふことになつてまいりますと、私は、行政組織法上の分立を非常に乱すものが生まれてくるのではなからうかといふふうに考へますので、やはりこの点は国家行政組織法上の研究所である。しかしながら、これはあくまでも教育機関ではないのだ、研修機関なんだ、そしてそれは現職教育といふものに限定をして考へていかなければならぬのだ、こういうたゞまで問題を了解しておかなければ、議論が發展をしないのではなからうかと思つたが、再度大臣の御見解をお尋ねしておきたいと思つた。

○愛知国務大臣 これは本日第一に申し上げましたように、この教育研修所の設置の理由といふものは、いろいろの意味で社会教育の運営の中心になるべき人を量的並びに質的に充実をはかりたいといふことが、あくまで主眼でございます。それからただいま御提案申し上げておりますこの研修所の構成等につきましては、ただいまお話しもございましたように、いま申しましたその目的を達成するために必要といふことが、最小限度と申したならばもっと率直だと思つたが、そういう構成でございますから、ただいまこの教育研修所という期待はいたしておらないわけでございます。ただ、法律解釈から申しますれば、先ほど申しましたように、第九條五の規定によつての教育機関であるかどうかといふことになりますれば、教育機関であるとして理應すべきであつて、將來この研修所が非常に充実をしたといふような場合においては、あるいは認定講習といふようなことも仕事にしたほうがいいという時期もあろうかと思つたが、ただいまのところは、そういうことまで考へておるわけではございませんで、あくまで設置の目的に限定してどうか、まずその目的が十分

分達せられるように運営をしてまいりたい、かように考へておるわけでありませぬ。

○村山(喜)委員 最後の点だけはどうしても了解ができませんのであります。それでは、社会教育の担当者である社会教育主事なり主事補の研修といふものは、社会教育法の定めるところによりまして、あくまでも大学あるいはこれに準ずる教育機関において養成される。ということとは、不偏不党の独立の体系として考へられたものである。そして文部省なりあるいは都道府県の教育委員会が行なうということも国会において削除したゆゑんものは、行政機関がそれに介入し、行政機関の直接の指揮コントロールの中における研修所といふようなものは、そういう教育の担当者としてはふさわしくない、こういう立場のもとに修正がされたのでございまして、やはり法律解釈にあたりましては、修正をされた点を明確にしておいて処理していかねばならない。当面の問題は、そこまで陣容が整つていないから、単に研修を行なう機関であるといふことにとどめてあるけれども、法律解釈がそういうことであるならば、これを一つの解釈の起点といたしまして、社会教育主事やあるいは青少年団体の指導者はすべてこの国立研修所においてやつていくのだといふ方向で、しかもそれは行政行為の一つとして行なわれていくといふことになつてまいりました場合には、社会教育法の存立の上から考へて、その趣旨をきわめて逸脱する方向に發展をするおそれがあると私は思つたので、その点については了承いたしません、時間の関係もありますので、次に移ります。

次は、今日行なわれている社会教育の姿を見てまいりますと、学習内容のマンネリズム化といふようなものが出ておるわけでありませぬ。それと産業革命といふものが、新しい産業構造の変化といふようなものが押し寄せてまいつておりますの

で、そういう時代の変化に即応した社会教育の体制というものをつくらなければいけない。たとえば青年学級あたりを見てみても、過去におきましては、青年学級は農村部において非常に目ざましい発展を遂げました。ところが、青少年の姿が農村部から都市部に移ってきた。そういうようなところで対象になる者がいない。しかもその教育内容は、十人のうち七人までが高等学校に行くような時代を迎えてきた。そうすると、あとに残った者が、中学校卒業のそういうような青少年というものを対象にするような青年学級では、満足し得ない。参加者も、そういうようなところから、青年学級のあり方というものに対して自分たちの希望がかなえられたいという不満を持ってまいります。そこで、この青年学級という問題は、いま公民館等あるいは学校等の施設を使いまして行なわれておりますが、それらの農村におります青少年の諸君に何らかの希望を持たせなければならぬ。具体的に言いますならば、高等学校の通信教育というようなものがございまして、こういうようなものを履修している者を公民館等に集めまして、そこで適当な指導者が助言をしていくというシステムをつくっていくべきじゃないか。そういうような方向に青年学級あたりも改めていく段階にきているのではないかと。ただ、こういうようなことで、一般教育はこれだけ、何はこれだけというように、上のほうからつくったその方式に当てはめていくということに、今日の不振の原因があるのではないかと。たとえば公民館あたりに集まりました若い向学心に燃える青少年に対して一つの目安を与えていくというような方向を打ち出して、それを一つの青年学級として見ていく、こういうような運営の方法の改善をおやりにならなければならぬかと思っております。そのほか、勤労青年学校の問題等もありますが、時間の問題がございまして、削除したいと思っております。

それから婦人学級の問題等にいたしましたも、先ほども具体的な例を私あげましたが、共同学習、相互研さん、課題別、職業別の組織化という方向が、もう今日においては必要ではないか。学習内容に適した専門家を任意に依頼ができる自由権というものが参加者の中に保障をされなければ、この婦人学級あたりの活動というものが伸びていかない。ただ当局から、社会教育担当者のほうから、あの人がいい、この人がいいということでは限られた人だけが限定されてあてがわれる。これでは望ましい方向に発展するわけはありません。その学習内容に適応した専門家、こういうような人に来てもらいたいという参加者の選択権といいますが、依頼権というものを認めていくという方向をお出しになるということ、そして職業別あるいは課題別に組織をしていくという方向が考えられなければならぬ、そういう点がまだ不十分でございまして。

さらに成人学級の問題にいたしましたも、サークル活動という方向に重点を置かなければならぬのに、地域社会、地域的な課題というものにこだわっている。その大きな範囲の問題だけがあてがわれているので、どうも活発にそういうものが進まない。やはりそれは分類された同好会的なものの中から出発してはかなければならぬ、これら問題に対する今後の改善策というものを、おとりただかなければ、ただ婦人学級幾ら、青年学級幾らという方式の、いままでこの予算書に見られるような方向だけでは、社会教育の発展にならないと思っておりますので、その点についての大臣の御見解を承りたいのでございまして。

時間がございませぬので、もう一つ基本的な問題だけお尋ねをいたしておきたいのでございまして。今回、臨時私立学校振興方策調査会を設置されるというところでございまして、けさの新聞でございまして、前の法制局長官をいたしておりました林修三さんが、この問題について、私学の助成助成と言っておられるけれども、一体、憲法八十九条から見て、公金その他の公の財産は、公の支配に属さないところの宗教上の組織とかあるいは教育団体の制約があるのだが、それについての論議がまことに不十分な形でしかなされてない、そういう中においてどうも私学振興の問題が考えられるというところはおかしいじゃないか、こういう意見の表示がなされているようではございまして。そこで、私はここに「私学振興」を持ってまいりました。この中に「愛知文部大臣の年頭の所感も出ております。それから押谷政務次官の年頭の所感も出ています。それから大臣の年頭の所感も出ています。政務次官の年頭の所感も出ています。きわめてはっきりした方向性が出されておる。そこで、大臣がこの私学の助成という問題をお考えになるときに、公の支配に属さない現在の私立学校の振興という問題を憲法八十九条との関連でどのような方向でお考えになるのか、やはりこれは基本的な問題でございまして、私は大臣のお考え方をはっきりしておきたいのであります。

○愛知國務大臣 まず、第一点の青年学級あるいは婦人学級そのほかの運営の問題でございまして、これは全く村山委員のお考えに私は御同感なんでございまして。従来からも画一的な、押しつけ的な基準はやっていないはずでございまして、それから研修の際に、こういった人たちの教えを請いたいとか、あるいはこういってたことについて、ただいまお話がございましたが、前向きに夢を持ちながら希望を持って勉強していきたいという場合には、どういった先生を招聘する、あるいはどういった教材を使いたいかというようなことについては、できるだけ自主的、自発的な要望にこたえるようにいたしておるつもりでございまして、けれども、まだこれらの点について十分そういってことが徹底していないところもあるようではございまして、そういう点につきましても、いま申しましたように私全く御同感でございまして、今後の運営については、積極的にそういう御趣旨のよう

○村山(憲)委員

あつと一分間だけです。大臣がおっしゃる私学の問題は公の支配に属するといふ見解は、これは教育基本法なりあるいは学校教育法、さらに私立学校法等の法制のもとにおいて公の支配に属している。われわれもこのように承っている。しかし、そのみならず、財政上の規制という問題が、当然別個に考えられなければならないわけでありませぬ。そこら辺に憲法上の問題点というものがまだ論議されなければならぬ。私たちが思っているのは、また他日大臣にお伺いをすることにいたしたいと思つたので、きょうは、時間がございませぬから、このあたりで保留させていただきます。

○河本委員 外務省設置法の一部を改正する法律案及び在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。質疑の申し出がありますので、これを許します。八田委員。

○八田委員 外務省設置法の改正法案の中で、中南米・移住局を設置する理由についてお尋ねしたいのでございます。というのは、従来外務省におきましては、機能局と称する条約局、情報文化局、経済局、経済協力局等の局があります。それとともに、一方において地域局と称するアメリカ局、欧亜局、アジア局等がございますが、今度の中南米・移住局という名前であらわされておられるのは、地域と機能の両面をあわせ持つ新局と考へられますが、こういうふうな中南米・移住局というふうな新局設置の理由について、ひとつお伺いをいたしたいと思つたのでございます。

○高野政府委員

お答え申し上げます。中南米は、最近わが国と移住、貿易、経済協力、文化交流等、いろいろ関係が深くなつてまいりまして、現在のアメリカ局の一課ではなかなか

まかない切れなくなつたことが第一点であります。また、内容的に申しまして、中南米は北米と違ひまして、ことばの關係、風俗習慣の關係でや、異質的なものがございまして、これを一つの局で見たとすれば、より効果的であるという点も考へまして、中南米を独立させたいというのであります。

次に、御指摘の地域局と機能局を一緒にした理由は何かという点でございますが、御承知のように、昨年海外移住事業閉がございまして、実際の業務はその事業閉でございまして、外務省といつたしましては、主として政策的な大きな面で移住を取り扱う。かてて加へまして、移住關係は中南米が大部分でございます。現在六十萬の移住者がおられて、地域局と一緒に移住の政策とそれ以外の政務方面と一緒にやったほうがより効果的であろうというので、若干機能局と地域局が混濁されておられるのがございまして、これは打つて一丸として政策面をやつたほうがより効果的だといふ見地から、これを中南米・移住局としておるわけでありませぬ。

○八田委員 いまの御説明で大体了解できるのですが、移住政策というものの重要性についてお尋ねしたいと思つたのでございます。

それとともに一体どれだけの移住者数があるか、移住の分布、それから移住者の職業別内訳、移住者の移住後の実績、それから移住に関する問題点等について、従来の実績を示されまして御説明をお願いしたいと思つたのでございます。

○山下政府委員

まず、最初の御質問であります中南米地域のおが国移住政策における重要性ということですが、わが国としましては、必ずしも中南米だけに移住を進めていくという態度ではありませぬし、また事実、一部はカナダなり、北米なり、また短期には西独なりへ行つておるのでもございませぬ。しかしながら、現在行なわれております移住において最も大きい数を占めるのが、中南米であります。なぜ中南米に現在それだけ重

点が置かれておるかとお申しますと、まず第一に、やはり移住となりませぬと、非常に恒久的な態度で移住してまいりますので、その行き先が親目的であるということが非常に大事な問題点かと思つたのでございませぬ。また同時に、その国が将来発展性がある、非常なポテンシャルがございまして、移住された方々が活躍されれば非常に有望な地域である、そういうふうな観点から、現在わが国では中南米地域の移住に最重点を置いて移住政策を立てておる次第であります。

次に、現在までの移住者の数でございますが、大戦後の移住者の数を申しますと、中南米地域全体を見まして、五萬七千名出ております。戦前の数字は、大体アメリカ地域に四十一萬、中南米に二十四萬という数字でございます。戦後は五萬七千名出ております。分布を見ますと、大体ブラジルが四萬六千、パラグアイが六千、ボリビアが千六百、それからドミニカが千三百あります。御承知のようにドミニカはうまうまかなくなつたので、現在三分の二くらいがドミニカから離れて、三分の一くらいが残つております。それからアルゼンチンが約千名、そのほか少数の人たちが、ペネズエラ、コロンビア、メキシコ、チリ、ウルグアイその他に出ておる状態でございます。

その次に、移住者がどういふ職業別になつておるかとお申しますと、現在まだ農業移住者が大宗をなしております。先ほどの五萬七千のうち五萬六千くらいが農業關係者で成り立っております。そのほか、農業移民のほかを送りました技術移住という關係で現在までに送られておる人が大体七百六十名、またそれ以外の商業でありますとか研修的の意味で行かれた方が二百五十名くらいという職業別になつております。

次に、移住者の移住したあとにおける実績がどうなつておるかというのでありますが、これはまだ必ずしも全部がうまくいつておるとは申せない状態でありまして、非常にうまく順調にいっているのは、アマゾン地域のトメヤス、パラグアイのコンショウでありますとか、その他サンパウ

ロ近辺に行かれた技術者の移住の方とか、またアルゼンチン方面で花の栽培などをやっておられる方、これらは非常に順調にうまくいつておられますが、その他の地域では、まだまだいろいろ問題をかかえて、それらの問題を解決するために努力している次第であります。特に現在問題になつておるのは、ボリビアのサンフアン地区でありますとかブラジルのグッタパラなどは、まだ現在どういふふうにしてこれを十分に自立させていくかという問題を研究しているところであります。

それから、移住に関する問題点を申しますと、その移住者がほんとうに自立できるためにはどういふ營業をやつたらいいかということでありませぬ。そのためには、単に一時的なものじゃなく、營業作物をどういふふうにするかというふうなことを、早速にはできませんから、数年かかって十分に検討することが必要になつてくるわけでありまして、同時に生産物の價格の対策というふうなものも十分考へませぬと、国によっては非常に市場が狭いものですから、すぐ價格の変動が起こりまして、昨年よかつたけれどもことは非常にひどい目にあつた状態になりますので、價格の対策、それに関連いたしまして、できればこれを加工して永久的に商品化できるというふうな、いろいろな問題点が今後の問題となると思つたので、同時に大きな問題点といたしましては、必ずしもいままでのような農業移住ではいかなくなつてきております。同じ農業でも、より質の高い農場の経営とか、そういうふうなものを移住先の國々も希望しております。同時に、農業以外の技術の面も、移住先が非常に希望しておる。同時にカナダなども、技術を中心とした日本の移住者を要求しております。そういうふうなことで、移住政策全体としては新しい方向に向かつていかなくればならぬ。そこでわれわれとしても、それに対する対策を立てなければならぬというふうな状況になつております。以上です。

○八田委員 問題点等についていまお話があったのですが、たとえば農業移民の場合と技術移住の

場合ですね、技術移住の場合について詳しくお知らせ願いたいのですが、農業移住の場合に、いま価格政策のお話がございますけれども、一体価格政策としてどのような方法をお考えになつておられるか。私は、もちろんそれとともに所得政策もお考えになつておられると思うのですが、そういう点をもう少し詳しく教えていただきたいと思ひます。

○山下政府委員 いまの価格政策の面でありまして、たとへばボリビアにおけるサンファン移住地がなかなかうまくいかない。同時に、あすこには沖繩から出ていかれた移住地もあるのですが、あすこに搾油工場をつくらせて、大体いままでは米をつくらせていたのですが、米の価格が非常に暴落が激しいというので、搾油工場を何とかつくるというので、前からアメリカのU.S.エードの金を引き出そうと思つていろいろ交渉してありますが、これがなかなかむずかしい。そこで現在、これを日本政府が融資しなければならぬような状態になるのではないかと、検討しております。そのように単に一つの作物だけにたよるということができないので、農産加工というものにだんだん向かつていかなければならぬのではないかと、いろいろ考え方をしております。

○八田委員 時間もありませんからその程度にしておきますが、まあ農林省との関係が出てまいりますし、さらにまたいまお話しのようにアグリカルチュアからアグリビジネスの時代になつておるので、わが国としても融資分なんかについては心あたらない政策をもつて臨まなければ、農民移住をやつても、アグリビジネスとしての開拓を考へていない移住政策では、私は失敗すると思つておられる。この点はお考えになつて、農林省と連絡をとつて、そのアグリビジネスにたいするような農民を養成し、そうして移住させる。移住させたならばアグリビジネスが高度に、希望を持ってやつていけるような施策をやつていただくようにお願いいたします。

それから、続いて中近東アフリカ局の設置の理由をお尋ねしたいと思ひます。

○高野政府委員 御承知のように、現在中近東、アフリカ地域は、欧亜局の一部として仕事をやつておられる次第でございますが、この中近東、アフリカ地域は、面積、人口、国の数の点から見ても、アジア地域、ヨーロッパ地域、アメリカ地域に匹敵するほど大きな地域でございます。国数から申上げますと、第二次世界大戦以後アフリカに独立国が非常にふえまして現在三十九国、それから中近東におきましても独立国がふえまして十七カ国、全部で四十七ございまして、これの国際的な外交上の地位が非常に上がつてまいりました。ことに中近東におきましては、東西の接点、石油の関係等におきまして、いろいろ国際政治上重要な地域でございます。それからアフリカにおきましても、独立国がふえると同時に、国連等において大きなボイスを持つてまいりました。と同時に、現在の南北問題におきまして、非常に国際外交上重要な地位を占めておられるわけでござい

ます。以上のような関係からいまして、現在の部ではなかなか切れないので、これを独立の局といたしまして仕事をしていくというところが、この各地方から来ている大使に対する事務の折衝上もよろしゅうございまして、また、わがほうから出ている現地の大使に対するいろいろの接面においても効果的にいけるのではないかと、いうことで、一口に申しますればこの地域の重要性、それに伴ひまして仕事の増大ということで、部から局にいたしたい、そういうことでございます。

○八田委員 局設置の意味はわかつたのでございますが、次いで中近東、アフリカ地域とわが国との経済関係ですね。この点をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○力石政府委員 簡単に御説明申し上げます。中近東、アフリカ地域とわが国との貿易は、年々相当のスピードで着実に増加しております。わが国のこの地域に對します輸出は、一九六三年、六億八千万ドルで、わが国の総輸出に占める割合は二二・〇九%でございます。一九六四年も順調に伸びておまして、一月から六月までに三億二千八百二十八万ドルを輸出しております。わが国のこの地域からの輸入も、石油輸入を中心としたしまして急速に伸びておまして、一九六三年に十億六千五百三十六万ドルに達して、おりました。そのわが国の総輸入に占めますパーセンテージは一五・二〇%でございます。また一九六四年一月から六月までの間にこの地域から輸入しました額は六億三千八百六十六万ドルに上つております。

年、六億八千万ドルで、わが国の総輸出に占める割合は二二・〇九%でございます。一九六四年も順調に伸びておまして、一月から六月までに三億二千八百二十八万ドルを輸出しております。わが国のこの地域からの輸入も、石油輸入を中心としたしまして急速に伸びておまして、一九六三年に十億六千五百三十六万ドルに達して、おりました。そのわが国の総輸入に占めますパーセンテージは一五・二〇%でございます。また一九六四年一月から六月までの間にこの地域から輸入しました額は六億三千八百六十六万ドルに上つております。

○岩動委員 中南米、移住局の問題に関連して、私一ツだけ関連の質問をしておきたいと思ひます。

ブラジルにおきまして旧正金銀行が九十五万ドルの預金をブラジル銀行にいたしておつたのでありまして、これは戦争に際しまして敵産管理にもならず、旧正金におきましては、債権を確保するために九十五万ドルの米ドル預金に對して残高証明をもらつて、その債権は確実に日本のものというところになっておつたわけでありまして、ところが、ブラジル政府は、どういふ間違いか、これを敵産管理として没収をしてしまつたということになつております。したがって、日本側におきましては、当事者が再三にわたつてその返還を要求したのであります。ブラジル政府はこれに對して何ら誠意のある回答もしていません。今日に至るまでその解決を見ていないという問題がございます。これは本来外務委員会等でやるのがあつては、よく経緯を御承知の安藤参事官がお見えになつておられますので伺うわけでございまして、特に最近、昨年の秋にIMFの総会が東京で開かれました。その機会にブラジルの大蔵大臣は日本に参りましたので、わが政府の大蔵大臣はブラジル大蔵大臣に会いまして、この問題の解決を促進してもらいたい。不当に財産の没収をしたではないかという申し入れをいたしました。これに對してブラジルの大蔵大臣も、善処をするという約束をして帰つたのでございます。その後、現地のブラジル大使を通じて、ブラジルの外務省あるいはブラジルの大蔵省に折衝をしていられる段階にございますが、一向に進展をしていないように聞いておられるわけでございます。これは日本がブラジルに對してかなりの商業債権を持つておられる。その債権の処理につきましては、パリ會議等におきまして、いろいろと各國と協調して、その債権の処理についてはブラジルの要請をかなり取り入れて協力をいたしておる事情にございます。あるいはまたウジミナスの製鉄所の問題に對しましても、非常に困難な中にも日本側は相當の協力をいたしてまいつてきております。そういうように、わが国はブラジルの政府あるいは経済界に對して相當な協力をいたしておるにもかかわらず、一方においてそういう不当な私有財産の没収をしておるといふことは、はなはだ外交上もおもしろくない問題があるかと思ひます。今後、中南米、移住局というものができて、さらに強力に外交を進めてまいる。また、友好関係を維持していくというためには、この問題はぜひとも早急に解決しなければならぬ、かように考へておられる次第でございます。外務当局からその経過並びにこの問題に對する見直し、さらに外務省の方針等をひとつこの機会に伺つておきたいと思つておられます。

○安藤説明員 御説明申し上げます。本件の約九十六万ドルの返還に關しましては、長い間向こう側並びに旧正金側のほうで意見が合いませんので、ペンディングになつておつたわけでありまして、たまたまIMFにブラジルの大蔵大臣が来られた節、田中大蔵大臣と會談されて、本件促進方を田中大蔵大臣から申し入れられたわけでございます。これにつきましては、外務省は公信をもちましてその會議録を大使館に送りまして、旧正金の弁護士として鈴木博一氏を起用することとし、その側面的援助をするようにという訓令を出した次第でございます。ブラジルのま

外務省のほうといたしましては、これをSUMOCに對して解決方を求めたした模様でございます。その間館員が数回にわたって折衝いたしました結果、つい最近SUMOCでは、日本側の要求はこういふものである、ブラジル側の見解はこういふものであるという見解の相違を両方並べまして、これを大蔵大臣の裁量に政治的にまかせるというところまでまいりましたので、その書類は近近ブラジル大蔵大臣の手元に届くことと思っております。これにつきましては、こままでまいったのでありますから、最後の押しで、できるだけ早い機会に解決したいと思っております。

○岩動委員 経過の大体はわかりましたが、問題は、わが国がブラジル政府に對して相当な犠牲を払った協力をしております段階において、ことにウジミナスなどの、向こうのインフレの状態から非常にやりにくいところを、相当無理をして協力してやっております、そういう機会をつかまえて協力にこの問題の解決をするということをやびやっていたらだいたい。この問題だけを切り離して考えるとなかなかやりにくいかもしれませんが、そういうその他の外交交渉上の問題とあわせて、早急に、強力に折衝していただきたいということを特に強く御要望申し上げます。もう一度外務大臣のこの問題についての御所見だけお聞かせ願いたいと思っております。

○推名國務大臣 御指摘の点につきましては、十分に検討して、御希望に沿うようにいたしたいと思います。

○伊能委員 私は一点だけお尋ねしたいのですが、それは一昨年オリンピックの関係で私欧米のほうに参りましたときに痛感したのであります。現在日本から外務省の人々以外に各省の人がそれぞれの仕事を携って外国に行っておられる。ジュネーブとか公社というものは別といたしまして、公務員が外国に駐在をしております。私はしばしばこの問題についての希望を外務当局に申し上げたこともありますが、きょうは官房長がおられなければどなたかから御回答いただきたいので

すが、たとえば観光の仕事、特に外務省の情文書等と関係の深い観光の仕事、あるいは経済関係、貿易関係の仕事等について、在外公館とそれぞれ各省から出ている人々との間の連絡というような問題が非常に不十分じゃないかということ、私どもは向こうへ行きますと、痛感するわけでありまして、これについて、諸外国も日本へ在外公館を設置しているほかに、やはり日本と同様にいろいろと外国の公務員がそれぞれの仕事で来ていると思っております。それらと在外公館との連絡関係といたしましては、日本ではどう把握しておるか。少なくともヨーロッパならヨーロッパで在外公館の会議等がある際には、関係各省の、外交上の問題でない経済関係あるいは観光というふうな、いわゆるインビジブルトレードあるいはビジネスブルトレードの全体の日本政府としての公務員間の連絡、あるいはいろいろな問題について、当然向こうへ行っている人々にも周知せしめたほうがいい、かように私も考えるのですが、その辺がどうも……率直に私は申し上げますが、国内では、外務当局は、各官庁から行くものではない、け外務省の人間にしろというふうなことで、今回の法律にも自治省から向こうへ行くのは、自治省の定員を減らして外務省の人間に一応するということ、ような考え方をしておりますが、在外においては、各省から行っておる役人と在外公館その他との連絡が悪いというふうなことは、どうも奇異に感ぜられるのですが、諸外国ではどういふような形でやっておられ、外務省は、考え方としては、統括をしようという意図は、いま申し上げたような事情によって明らかだが、外務省の役人の看板を着せなければ統括しない、こういうのか。それはあまりにも形式的なことだと思つて、その点はどう考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○高野政府委員 御指摘のように、現在各省から在外に出ておられます、これはみな外務公務員として外務省の身分を取って、大使館、公使館、領事館に行っておる次第でございます。御指摘の連絡

不十分という点は、臨時行政調査会でもその点が指摘されて、簡単なものは直接通信を許したらどうかというふうな意見の答申もございました。その点は、外務省は実際上早く行くように、電信通信を、日本に参りましたら各省にすぐ通知し、各省からの御意見は外務省からすぐ大使館に移すという点を迅速にやるようにいたしております。ただ直接通信を許したらどうかという点は、これはほとんど現在各省から現地の大使館に行っております、これはいろいろなことを言つてまいりますと、対外面におけるどんな小さいことでも、一応外交ないしほかの面に関係してまいりますので、外務省と申しますか、東京で各省の意見を調整したものを現地に流しませんと、現地の大使館としては動きにくい。かたがた各省からかたがたのことを言われますと、現在事務量がさなきだに膨大になっていふこと、これまたさきき切れないという面がございます。外務省といたしましては、迅速にやるということ、はもちろんです。それから簡易なもの、現地では大使館に参事官を通せず、一等書記官くらいは目を通してすぐ送るよう、また、本省においても局長ないし課長の承認を得て発信なり發送なりをするというふうなことをいたしまして、改善をはかっている次第でございます。

それから各回はどうしているかという点でございますが、これもある回には通商代表部というのが独立しておりますが、これはあまり例が少ない、例外のほうでございます。大体大使館に統一いたしまして、やはり各省の人が大使館員としてこゝ然一体として業務をやっておるようでございます。しかし、その間におきまして通信がどういふふうになって、またおくれるということが問題になつていふかというふうなことは、現在われわれとしては具体的につまびらかにいたしておりません。

○伊能委員 そうすると、運輸省の国際観光事務所なんかは、外務省の職員を兼任してない、じゃないか、こういうふうに私は思いますが、そ

ういふような部類のものが他の役所にもあるのじゃないかと思うのですが、その辺については特に連絡が不十分である。しかも在外公館会議のときなどは、たとえ陪席でも——もちろん秘密の外交問題のときなんかはそれはいいませんが、一般的な経済問題等については、招致をしてもに聞かせるくらいのことをやったほうが、双方の連絡上も非常にいいんじゃないかと思うのですが、その辺はどうもばらばらのような感じを持っておりますが、その点はいかがですか。

○高野政府委員 公務員の身分を持たないで在外に行っておる各省の方は、あまり多くないと思つて、まあジュネーブという例があります。あと特殊銀行の方がございます。あと運輸省関係では大使館の身分を取って現地に行っておられる方は八名おりますが、それ以外に観光目的で行っておられる方は、ニューヨーク、パリにおられると思つて、経済問題のいろいろの会議があったり何かあるときは、大使館としても密接な連絡をし、またその方々からいろいろの情報を受けるということ、で、緊密な連絡をして共同でやっているとありますが、何か至らぬ点ないしは不備の点がございます。今後とも改善していきたいと思つております。

○伊能委員 まあ非常に形式的な御答弁ですが、私が言うのは、運輸省関係で、観光事務所はヨーロッパではロンドン、パリ、それからフランクフルト、ローマというふうなところにもあります。アメリカではニューヨーク、サンフランシスコ、シカゴ、それからトロントにありましたか、あるいはメキシコにもありますし、オーストラリアにもありますし、それから香港にもあります、各地十三、四あるだろうと思つて、それらで、いま官房長の御指摘のように外務関係、もちろんニューヨークの総領事館に外務省の身分を持って行っておるというふうな者は、これは総領事館内の職員ですからこれは問題ないと思つて、それが、そうでなく行っておる連中、たとえば情報文化局がオリンピックについていろいろな情

報宣伝をやる。運輸省の關係は運輸省でやる。その間の連絡というふうなことにについては、私が回った限り、非常に不十分でばらばらであるというふうなことから、先般も私はこの問題については質問もし、私自身の考えも明らかにしたのですが、やはりよその役所であっても、ともかく外交上の機密以外の問題等については、できるだけ時々連絡を緊密にし、外務省の職員にしたいという基本的な方針があるわけですから、たとえ職員でなくても、そういう問題についてはいろいろと連絡をし、あるいは公式の指示がなくとも、それぞれ外交官として多くの情報その他を持っておられるので、そういうところの連絡、指示等がもっと緊密にあってしかるべきじゃないか、こういう感じがするわけですが、その辺はいかがですか。

○高野政府委員 觀光事務で外に行っておられる方は、これは運輸省の國際觀光局の身分ではなくて、觀光協会という形の職員として行っておられる方が多いのではないかと私は考えております。そこでいろいろオリビック等日本の觀光を宣伝するために、大使館、領事館と連絡を密にするべきだという御意見はもっともだと思いますので、そういう地域に行っていられる公館に対しては、先生の御指摘の点は、大いにこれから促進するように申し伝えたいと思います。ただし、公務員の身分を持って行っておられないといいますが、そういうものは、役人的というか、形式的になりませんが、實際の大使館内のいろいろの会議とか何とかかというにはなかなか参加できないと思いが、絶えず便利になるように、突進的には御連絡、御協力申し上げたいと考えております。

○伊能委員 公務員の身分は持っておるのです。ただ看板が觀光事務所ということで、觀光事務所の職員自体も運輸事務官という形で行っているのだと私は思っておりますが、その辺のところはジェットロとはちょっと性格が違ふように思う。したがって、冒頭に私はジェットロとか公社と申し上げましたのは、同鉄道とかが行っておる、これは別にいいと思うのですが、官庁プロパーの身分を保有して行っておる。これは何としても運輸省の出先機関だけでは情報その他は非常に不十分です。ことに予算等がありませんから、やはり在外公館のそういう方面の情報を絶えず提供をしたり招致して、こういうところをこういうふう

に調べたらどうだというふうなアドバイスをするものが、在外の國際觀光事務官なんかには非常に有効になりはしないか、かように思いますので、これらの点はひとつ運輸当局と官房長のほうで十分連絡をとられて、この間緊密な御連絡を願ったほうがいいと思います。

○高野政府委員 運輸省とも連絡いたしまして、具体的に検討していきたいと思ひます。

○河本委員長 村山喜一君。

○村山(喜)委員 外務大臣がお見えになっておりますので、私、二、三点にわたりましてお尋ねをいたしたいのでございますが、二月の十三日のエコノミスト誌によりますと、外務省が担当いたしましたような論評が掲げられておるのであります。日本政府が行なっている対外援助は、非常に当該地域の住民にとって人気がない。一九六一年には三億八千万ドルあったものが、六三年においては二億六千万ドルに減少をしておる。これは国民所得の〇・五%以下に低減をしておる。日本政府は国民所得の〇・五%、五億五千万ドルの金額を援助に充てるといふ約束を行なつたけれども、その決意だけはあるけれども、現実に行なつていないことばかりで、不評を買つたことしかやつていないんじゃないか、こういうふうな論評がなされておるのであります。

そこで私は外務大臣にお尋ねをいたしたいのは、今回、外務省の低開發國援助計画というものがあつたに聞かぬのであります。特に首相も、特別援助基金というものを設けて、東南アジア等に於けるところの市場確保と、同時に日本の安全と平和のために今後処理していくのだという方向を打ち出したというふうな聞きかぬのであります。そして初年度は一億五千万ドルをこれに充てる。このよ

うな方向を示されているやに承りますけれども、臨時行政調査会が答申をいたしましたその報告書の中に、いわゆる海外經濟協力基金の現状は、百七十億の財源があるにもかかわらず、三十八年度の貸し付け残高を調べてみると、四十三億しかない。この基金というものは、政府の指導的な政策に基づく事業をこれに充てるべきであつて、商業ベースを越えて低開發國の經濟開發財政資金の供与の機關として筋を通さなければならぬのではないかと。民間企業であつても、政府が政策的な立場から支援をする必要のあるものが、この海外經濟協力基金として使われなければならない。しかしながら、現実には日本輸出入銀行の業務と明確に区分されてないし、また海外經濟協力基金に対する自主性が付与されてない、こういうふうな批判が行なわれているのであります。そこで大臣は、これらの海外における評判というものを見ましても、また日本に対する後進國の諸國の要望と

いうような問題を考へてみましても、日本の外交の平和と國民の安全保障という問題にも關係があらりまする重大な問題でございますので、これに対する基本的な計画というものをお持ちでございますら、お示し願ひたいのでございます。

○椎名國務大臣 最近の傾向といたしまして、申し上げるまでもなく南北問題が非常に浮き上がつてまいりまして、日本も先進工業國の一員としてこの南北問題に対して自分の当然の責任を遂行しなければならぬという立場に置かれておることは、御承知のとおりであります。さらにアジア、特に東南アジア方面は、日本の輸出市場としても相當重要な地帯でございます。今日においては輸出のアンバランス、こつちから売るものは多いが向こうから買うものは少ない、こういうふうなことが、至るところアンバランスであります。それで大切な輸出市場を育成するという上からいいますと、何とか誘引水を出して、そしてこれらの低開發國をもつと經濟的に強化育成する、そしてかかる後において日本のこれに対する輸出力も増強する、こういうふうないわゆるギブアンドテーク

でいかなければならぬ、当然そういう立場に立ち至つておつたのであります。そのときにこの南北問題がやかましくなつてきた。関連その他いろいろな機關がございまして、これらの場において日本も相當協力しておるような次第であります。そこで、そういうことになりまして、一そう低開發國というものを、結局長い見通しにおいては自分のために努力あるいは援助、助成するのであります。そういう方面が非常に忙しくなつてきております。しかるに最近の実績を見ますと、これら低開發國に対する經濟協力の実績がむしろ後退しつゝあるという現状でありますので、これでは日本も長い目で見るとだんだん立ち行かぬようになり、日本自身のためにも何とかしなければならぬ、こう考えられるわけでございます。これらに対する対策をいろいろ考へたのであります。もうすでに時期おそく、いま御指摘になりましたような總理大臣の基金だとかいふようなアイディアもありましたが、すでに予算の時期としては少し立ちおくれのきみでございます。これは將來の問題として、とりあえず海外協力基金——これもまことにふるわぬ状況であります。輸出入銀行と協力基金とはおのずから責任分野を異にし、協力基金は協力基金としての使命を持ち、輸出入銀行は輸出入銀行としての使命をおのおの分担しておるわけなものでありますけれども、この点の限界が少し乱れておる、そして協力基金は依然として不振の状況に置かれておる、こういうことに着目いたしまして、この際、この協力基金の強化をはかる企てをいたしましたのであります。その結果、まことにどうもお恥ずかしい話であります。予算面では十億、それから政府の預金部資金等から十億の借り入れをして、合わせて二十億程度この際ふやして、この協力基金の活動をひとつ促したらどうかというふうなことになつたのでありますけれども、これではまことに不十分きわまるものであります。ただ、従来協力基金というものはあまり効力を發揮しないから、輸出入銀行と合併したらどうかというふうな意見も、政府部内

でいかなければならぬ、当然そういう立場に立ち至つておつたのであります。そのときにこの南北問題がやかましくなつてきた。関連その他いろいろな機關がございまして、これらの場において日本も相當協力しておるような次第であります。そこで、そういうことになりまして、一そう低開發國というものを、結局長い見通しにおいては自分のために努力あるいは援助、助成するのであります。そういう方面が非常に忙しくなつてきております。しかるに最近の実績を見ますと、これら低開發國に対する經濟協力の実績がむしろ後退しつゝあるという現状でありますので、これでは日本も長い目で見るとだんだん立ち行かぬようになり、日本自身のためにも何とかしなければならぬ、こう考えられるわけでございます。これらに対する対策をいろいろ考へたのであります。もうすでに時期おそく、いま御指摘になりましたような總理大臣の基金だとかいふようなアイディアもありましたが、すでに予算の時期としては少し立ちおくれのきみでございます。これは將來の問題として、とりあえず海外協力基金——これもまことにふるわぬ状況であります。輸出入銀行と協力基金とはおのずから責任分野を異にし、協力基金は協力基金としての使命を持ち、輸出入銀行は輸出入銀行としての使命をおのおの分担しておるわけなものでありますけれども、この点の限界が少し乱れておる、そして協力基金は依然として不振の状況に置かれておる、こういうことに着目いたしまして、この際、この協力基金の強化をはかる企てをいたしましたのであります。その結果、まことにどうもお恥ずかしい話であります。予算面では十億、それから政府の預金部資金等から十億の借り入れをして、合わせて二十億程度この際ふやして、この協力基金の活動をひとつ促したらどうかというふうなことになつたのでありますけれども、これではまことに不十分きわまるものであります。ただ、従来協力基金というものはあまり効力を發揮しないから、輸出入銀行と合併したらどうかというふうな意見も、政府部内



に出たのでございますが、それはとにかく食いとめて、そして協力基金は本来の性格、使命を發揮するとう端緒は握ったわけでございます。この協力基金を、今日の国際情勢において、特にアジアの低開発国の援助のために活用するよう今後進めてまいりたい、かように考えておる次第でございます。最近、この協力基金の借り入れ能力に関する法律改正もいたしました。そして輸出入銀行とは別に、長期低利の、やや政治的な意味も含めた海外援助をなし得るような体制を、ただいまつくりつつあるような状況でございます。

○村山(喜)委員　そういたしますと、これは事務局でけっこうでございますが、現在海外経済協力基金は、先ほどの大臣の説明で、予算上十億円、財政投融資資金から十億円の借り入れ、二十億追加するという事になったとおっしゃるわけでありまして、総額幾らになりますか。――出資金は幾らですか。

○西山政府委員　出資金は、三十九年で合計百六十九億四千万円でございます。それから融資承諾額が、三十九年におきましては九億五千万円、貸し付け等の実行額は七億七千万円でございます。現在貸し付け残高が、三十九年におきまして約六十億円でございます。

○村山(喜)委員　いま当局の説明にありますように、ほとんどこれは動いていない、活用されていないですね。ということは、海外経済協力に対する政府の基本的な方針というものが不明確である。臨時行政調査会から、輸出入銀行と不明確ものは、通常の貿易、海外投資等のため一般金融機関が行なう商業ベースによる金融を補充をし、通常の貿易等を推進、奨励することを目的とする機関として性格を明らかにせよ。さらに海外経済協力基金については、政府の指導的な政策に基づく事業に対するものに充てるべきである。これらの分類を明確にしながらい今日の経済協力体制というものを推進をしないところに、非常に大きな問題があるのだという指摘をされている。この問題が、新聞が伝えるように、中華民国に対する円借

款の供与というものが具体化されつつある。それに対して今度は日中貿易の支障の問題が出てくるし、あるいはまたこれと関連をいたしまして、台湾のような中進国に対する円借款の問題を考へてあるならば、なぜわれわれ後進国の問題を考へてくれないか、こういう国際的な反響が出てくる。そういうような問題に対して、この問題についてどうふうな処理していくのだという明確な方針を、あなた自身指摘をされながらも持ちになつていないところに、今日の混乱の原因があるのではないかと私は思うのでありますが、この点は外務大臣いかがでございますか。

○権名國務大臣　御指摘のとおり、この協力基金の使命というものは輸出入銀行とはおのずから別である。この本来の使命に従って十分に活動あるいは活用されておらなかったことは、事実であります。でありますから、かような状況に放置することは、もはや許されぬ。この国際情勢に對処する上において、日本が日本独特の行き方を進むべきであると考えておるものでありまして、そういうことに思ひ至りまして、この協力基金というようなもの、もっともっと飛躍的にこれを拡大、強化いたしました活用すべきである、さように考えて、おくれまして活用すべきですけれども、いまその第一段階を踏み出したというような状況であります。

○村山(喜)委員　私たちの手元にも外務省の経済局、経済協力局、国際連合局の編にかかります「低開発国貿易と援助問題」というような資料をお配りいただいているが、この中に確かに方向の転換をしなければならぬ、非常に不十分である、こういうような自己批判がなされている。しかも昨年十一月ですか、佐藤総理が外相に對しまして、日本の経済力が先進国並みになった今日において、国力に応じて援助を強化すべきであるという指示がなされた。そのころに指示がなされているのであるならば、予算編成の上においてこの問題が手おくれになったということではな

くしてやはり当然そういうような方向というもので日本の海外援助、開発援助の基本的な姿勢というものを明確にして、そうして後進国の期待に沿うような方向で、あるいはまた国内における中小企業や、あるいは農業政策、こういうようなものとの調整をはかりながら、大きなスタートをしなければならぬ段階にきているのではないかと思つて先ほどの御意見を聞いておったのであります。が、立ちおくれ間に合わなかつたということになつてまいりますと、日本政府のこの援助の方向というものは、一体どういうような方向で今後対応されるわけですか。基本的な姿勢について……。

○西山政府委員　現在日本が行なつておる後進国に対する経済協力の中で最も問題とされま

す点は、簡単に申し上げますと、経済協力といながら、輸出伸長の面が非常に強いわけでございます。もちろん後進国におきましても、必要な資本財その他プロジェクト、そういうものは必要でございまして、輸出と後進国の援助というものは両々相和する面が多分ございまして、日本は大部分を占めております。それからまた長期的に見ますと、後進国の財政負担等から考えますと、日本の条件というものは、諸外国に比べて相当きびしい条件が多いわけでございます。こういう面を考へまして、私どもとしましては、政府から政府に借款を与えます直接借款、こういうものを主力にする経済協力をこれから進めていく必要があるのではないかと。またそれと同時に、日本は国力が他の先進国に比べて必ずしも同等に強いわけでございますから、日本の実力に相応しい最大の協力を必要はございまして、現状におきましては、その条件が非常にきびしい。したがって、財力の許す限り、条件を各国の個々の国の事情に合ったよう、実質的に経済協力の実をあげるように条件を緩和していく必要があるのではないかと。これはまた他の面から申し上げますと、後進国におきましては、いずれ

も長期の基礎的な産業の開発だとか、経済開発の計画がございすけれども、日本の民間業者がこれらの国に對してプロジェクトないしは資本財の供与をいたす場合には、長期の低利の供与を行なうということは、日本の国内の経済の実情からいまして、非常に困難でございます。したがって、政府において相当の責任をとつて、日本の業者ができるというような体制をつくつていく必要があるわけでございます。これはまた他の面からいいますと、そういう体制をつくらなければ、いろいろの将来性ある市場につきまして日本の業者は立ちおくれる、こういう点もございまして、こういう面をあわせまして、私どもは、大筋としましては直接借款を大幅に強化する、それから条件も可及的に緩和する。しかし、これらの問題は、国々によりまして与えられた環境が違ひますし、そういう個々の国の実情をつぶさに検討しまして、日本とそれらの国との関係も慎重に検討しまして、きめこまかい施策をする必要がある、こういうことで、私どもは日夜検討いたしまして、関係各省と打ち合わせをしてはいる次第でございます。

○村山(喜)委員　一九六一年にネットベースで三億八千万ドルもあつたものが、六三年には一億ドルも少なくなつて、二億六千万ドルに下がつてはいる。こういうようなことを見ても、これはやはり低開発国の諸君が言うように、日本の国は、ナショナルインテレストのそういう政策だけしかとつていないじゃないか。そして輸出信用の問題よりも、経済協力の主体というのは、非常に高金利で短期間の資金だけしか供与して、ない。しかも貿易構造から見た場合に、先進国に對しては労働集約的な軽工業品を日本は売り渡して、化学工業品というものを日本は集約的な重工業品というものを中心にする貿易形態をとつてはいる。こういうようなところをわれわれが開発したものを、日本の国は一次産品とともに買入れてくれないという不平不満があるわけですね。これに對して、じゃそういうような前向き

も、まことに実績は低下しつつある。こういうことになってまいりますと、やはり今後の日本の貿易構造というものを是正するというような方向や、あるいは貿易を伸張していくという方向や、あるいは貿易の安全という問題から考へても、あるいは平和外交政策の上から考へても、いままでの考え方なりことしの計画等をお伺いしております、これはまことに不十分である、この一言に尽きると私は思うのでございませうが、ここでちょっとお尋ねをしておきたいのは、一九五八年に政府ベースの経済協力といひまして、インドに対して五千万ドルの円借款の供与を行なうことを定められました。インド並びにパキスタンに対してわが国も債権国会議に参加しているということでございますが、最近のイギリスのフィナンシャル・タイムズの二月十八日号によりますと、インドの外貨の危機に対処する緊急策がとられているようでございませう。公定歩合の引き上げと二〇%の課徴金を徴収するという方向がとられまして、食糧品や肥料、殺虫剤等を除くすべての輸入品に対して一〇%の課徴金を課する。二番目には、IMFに対して最大のスタンプ・バイクレジットを要請する。さらに第三番目に、対印援助借款団に対して可能な限り輸入援助借款を与えるように要請する、こういうような方向がとられたということが伝えられているわけでありませう。そしてしかも外貨準備高が一年間に三〇%も減少をしているという経済的な危機に当面をされているようでございませう。だから、この原因は一体何かということをお調べしてみると、食糧と武器の購入の支払い増加というものが主たる原因になっておる、このように伝えてきているわけでございますが、わが国は、インドに対する五千万ドルの円借款の供与を行なっておる。ところが、その前半における契約は承諾をされたけれども、後半におけるところの支払い条件については、インド側がこれを拒否して、そしてあまりにも日本の円借款の供与は高金利に過ぎるじゃないか、しかも期間が短い、これを延長すべきである、こ

ういうような要請がなされて、後半の援助計画に対する協定がまだでき上がっていないやに承るのでありませうが、このような状態に對して、インドに對するところのわが国の債権国会議の参加者としての立場から、どのような手を今日お打ちになつていらっしゃるかを承りたいのであります。

○西山政府委員 日本がインドの経済開発に貢献しますために、いわゆるコンソーシアムに参加して、毎年援助をやっておるわけでございますが、御指摘のとおり、当初におきましては若干条件が現在よりもきびしかったことは事実でございます。しかし、昨年から、年々日本も努力しております。昨年、昨年は金利を六分から五分七厘五毛に変更し、また、総額の三分の一につきましては、いま申し上げましたように金利を若干低下し、かつ、返済期間も十五年から十八年に延長する、こういう方針をとっております。本年につきましても、近々パリでフリー・コンソーシアムと申しますか、毎年各国の拠出する金額の前提となりましてインドの経済事情を、世銀その他の国際機関及び関係の債権国が寄り集まって討議しまして、インドからも事情を聞くわけでございます。五月ごろに正式に、各国がどれくらいの拠出をするかを決定する段取りになっております。

現状について申し上げますと、さきに御指摘のとおり、インドの最近の債務の累積はだんだんふえております。これはインドが一つの顕著な事例でございますが、世界全般におきましてそういう傾向がございまして、利子の支払いに相当額の外貨収入を食われる、こういう実情になっておりました。このような情勢に對処いたしまして、どういふやうな経済協力が最も有効な経済協力であるかということ、われわれは真剣に検討する必要があります。インドにつきましても、今後のコンソーシアムに對する態度をきめたい、こう思っております。

○村山(喜)委員 日本が先進国並みに工業国となつて発展をしてきた、そこで広く東南アジアあるいは後進国に對して眼を向けていかなければならないという方向は、演説の中でわれわれは聞くのであります。しかしながら、具体的な現実の問題を、法制的な立場から、あるいは予算的な措置から、あるいは経済的な状態から見てもいりますと、まことに口で言っていることと行なっていることとの間には雲泥の差がある。この現実をやはり外務大臣が中心になって積極的に推進していかなければ、日本のいま当面の自安の貿易収支も改善をされつつありますが、将来にわたりますと、重大な問題に直面をしていくのではなからうかと思ひますので、これらにつきましても、もっと本腰を入れて善処方を要望を申し上げておきたいと思ひます。

次の問題は、先ほど伊能理事からもお話しがございました経済外交についての臨時行政調査会の行政改革に関する意見の内容に関連をいたしました。現在どのようになっているのかという問題についてお尋ねをいたしたのであります。これはすでに外交面における経済問題の比重の増大というものが、七〇%程度かかってきた。国内経済行政事務と海外の経済行政事務というものの関連性というものを十分に見詰めたならば、今日の現行体制の問題点を幾つかあげているわけでございます。その中で、勧告の内容をいたしまして、政策、企画、総合調整機構の整備が打ち出されているわけでございますが、これらに對しまして、大臣はお帰りになりましたので、政務次官から、今日外務省がこの勧告に對してどのような措置を講じようとする準備をされているのか、これについての態度を御説明を願ひたいのであります。

といひますのは、現在の経済協力の問題にしては、外務省を中心としたしましてやらなければならぬというたてまははたしてはおりませうけれども、しかし、現行体制上の問題点として、在外公館の経済担当官が充実をしていないとか、あるいは広域対策機能が不十分であるとか、あるいは在

外公館と外務省と経済省庁間の情報連絡に円滑を欠くとか、あるいは関係省庁間の調整が不十分であるとか、あるいは外務省の努力が足りないとか、非常に手きびしい批判をいたしているわけでありませう。これらの中から具体的な改善案の勧告も出されておりますし、そしてまたそれに対する方向というふうなものも指示されているわけでありませうが、これらの諸点、特に関係閣僚審議会、あるいは対外経済協力審議会の改組、外務省の経済協力局を中心とした総合調整機能の明確化、こういうような問題につきましても、どういふところにおいて、どの程度まで検討が進行しているのか、承りたいのであります。

○高野政府委員 臨時行政調査会の答申に關しましては、非常に広範な……(村山(喜)委員)「政務次官だよ」と呼ぶ私からちょっと実態的な動きをいま御説明申し上げたいと思ひます。

各省にまたがるいろいろな問題、それから法律事項等もございませうので、現在各省同士でいろいろ検討を進めている次第でございます。外務省に關する件といたしましては、いま御指摘のように、経済協力に關しては経済協力庁的なものをつくって、打つて一九とした機関が必要じゃないかという答申がございまして、これは外務省といたしまして各省といるいろいろ検討してはいますが、すぐそこまで行くには若干時間がかかるという感じでございます。本件は各省と検討中でございます。

それから在外にいる各省の人と直接通信をしたほうがどうかという勧告がございませうが、これは先ほど伊能先生からの御質問に對して私がちょっと触れましたが、各省ばらばらになりますと、統一的な方針が打ち出されにくいという点、それからまた、現地の事務量が調整できずに、非常に事務が膨大になり、かつ、その結果渋滞するという点から、現在の機構を運営して、すなわち外務省を通じて一本でやる。しかし、軽微なものではできるだけ簡易に処理していくという面でも、運営でこれを改善していきたいということをはかっております。

第三に、経済官庁と外務省及び在外公館との人事の交流をはかってはどうかという勧告がございます。これは勧告以前もずっと実施しております。現在、各省から百四十名近くの者が在外公館に行っております。しかし、そのうちのおもなものは、やはり通産省、農林省、大蔵省等の経済官庁が大部分を占めているわけでございます。それからまた東京におきましては、外務省員が通産省等に出向しております。

答申の第四点には、広域在外公館等をつくってはいかがかという勧告がありました。現にいま各国とも主権国家——E E C等経済面では統合的な動きがございますが、政治面につきましては各国とも主権は譲らないので、一つの国にいて隣の国ないしほかの国を看過するということは、最後的にある程度情報の交換はございますが、外交交渉ないしは有権的な交渉なり活動をするには、現状の国際横行及び国際情勢からはきわめてむずかしいという結論でございます。広域経済ないしは広域公館というような考え方は、もよりの公館ができるだけ連絡を密接にしていこうという点で改善していきたい、そういう考えでございます。

○村山(喜)委員 私、この際藤崎条約局長に説明を願いたいのですが、見えておりませんか。——ベトナム問題に関連をする問題、政策上の問題でありますし、非常に重要な問題でございますが、これは答弁は、大臣もおいでにならないし、集団安全保障に対する問題なんです、条約局長もお見えにならないということになると、次の機会にさしていただきたいと思えます。

○河本委員長 次会は、来たる十六日、火曜日、午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十九分散会

昭和四十年三月十七日印刷

昭和四十年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局